

保育士資格取得支援事業補助金 フロー

1～4の事業

①養成施設等入校



②保育士資格取得支援事業実施計画書を提出

(受講開始日の属する年度中)



③計画書の承認決定通知を松山市から受け取る



④養成施設等で保育士資格を取得する



⑤保育士証の交付を受ける



⑥保育士資格取得支援事業完了報告書、交付申請書を提出

(原則、保育士証の交付後、勤務対象施設に勤務を開始した日の属する月末まで)

(保育士証の交付前から勤務対象施設に勤務している場合は保育士証の交付を受けた月末)



⑦補助金交付決定通知書を松山市から受ける。



⑧補助金請求を松山市へ提出する。



⑨補助金の交付



⑩半年に一度「勤務継続報告書」を提出。

※1年間継続して勤務したことを確認できるまで

保育士資格取得支援事業補助金 フロー

5の事業

①保育士試験受験の学習をする。



②保育士試験を受験後、合格。



③保育士証の交付を受ける



④保育士資格取得後、「受験対策学習費用支給申請書」を提出。

(原則、保育士証の交付後、勤務対象施設に勤務を開始した日の属する月末まで)

(保育士証の交付前から勤務対象施設に勤務している場合は保育士証の交付を受けた月末)



⑤補助金交付決定通知書を松山市から受ける。



⑥補助金請求を松山市へ提出する。



⑦補助金の交付



⑧半年に一度「勤務継続報告書」を提出。

※1年間継続して勤務したことを確認できるまで